

引受事務要領

博多水先区水先人会

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 合同事務所の窓口における受付 (所在地：福岡市博多区石城町12-5 (ウインクス石城町))</li> <li>(2) 電話による受付 (電話番号：092-291-4494)</li> <li>(3) ファクシミリによる受付 (FAX 番号：092-271-3373)</li> <li>(4) 港湾情報システムによる受付</li> </ul>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</li> <li>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</li> <li>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</li> <li>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</li> <li>(5) その他利用者から得た特別な事項</li> </ul>
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。ただし、港湾情報システムによる場合は前日の午後2時迄とする。</li> <li>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</li> </ul> </li> </ol>

	<p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該要請が水先開始予定時刻の72時間前までに申込みされたものであること。ただし、72時間を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは水先業務時間だけでなく、移動時間（1時間）及び休息時間（30分間）を含めるものとする。</p> <p>ハ 以下の条件に該当する事により当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶に付いて、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになる。</li> </ul> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び解消の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数に応じた業務制限に適合したものであること。</p>
<p>会員への 連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、決められた順番に基づき水先人を決定し、遅滞なく、当該選任した会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリその他確実な手段により行うものとする。</p>

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
入会后1年間担当しない。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長さ270m以上の船舶</li><li>・ 総トン数5万トン以上の船舶</li></ul>
入会后2年間担当しない。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総トン数2万トン以上の客船</li><li>・ 軍艦</li></ul>
・ 期間については、状況により、短縮あるいは延長することもある。	

## 安全運航基準

### 博多港における安全運航基準

#### 1. 余裕水深の確保

- (1) 船舶は、入出港時の喫水に10%の余裕水深を確保しなければならない。  
この場合、水深は海図記載のものとし、潮汐は加味しない。
- (2) 前項によりがたい船舶については、次の事項を考慮することができる。
  - ① 入出港時の喫水に、潮汐を加味して、10%の余裕水深が確保されること。
  - ② 入出港時の水深が岸壁側傍水深を超えず、かつ岸壁係留中においては、係留期間中の最低潮時においても50cmの余裕水深が確保できること

#### 2. 船舶動静の連絡

- (1) 船舶の安全航行を確保するため、博多港に入港するVHF又は船舶電話を備える全ての船舶（以下「船舶」という。）は入出港に関する情報を「はかたポータルラジオ」に連絡すること。  
なお、変更があった場合はその都度連絡すること。  
また、着岸しようとする船舶は、岸壁の利用に支障がないか確認後航路に入ること。
- (2) VHFを備えている船舶は、入出港の際、呼び出し応答チャンネル（CH16）を聴取すること。
- (3) 「はかたポータルラジオ」は、船舶の問い合わせに対し、必要な情報を提供すること。

#### 3. 航行支援体制

- (1) 入出港船舶の安全航行及び港湾施設の円滑な運営を確保するため、入出港船舶（3,000G/T以上）の航行支援体制は原則として次によるものとする。
  - ① 3,000G/T以上の船舶は曳船1隻以上で出来る限り水先人を要請すること
  - ② 10,000G/T以上の船舶は曳船2隻以上で原則として水先人を要請する事
- (2) 次の理由により上記（1）の支援体制によりがたい場合、運用として水先人及び曳船の要請を減ずることが出来るものとする。
  - ① 水先人の要請については、当該船舶の船長が過去博多港において操船を経験し、航行の安全が確保されると判断され、特に外国人船長が操船する船舶においては、港則法並びに同施行規則を熟知してい

る場合。

- ② 曳船の要請については、入出港船舶がスラスター等補助推進器を有し、水先人の了承を得たもの。又は、水先人会の定めた曳船使用基準に準ずる場合。
- ③ 内航定期航路に就航する船舶で、博多港に頻繁に入出港を行い航行の安全が確保されていると判断される場合は曳船及び水先人の要請を減ずることが出来る。

#### 4 運航調整

##### (1) 行会いの防止

全長320m以上345m未満の船舶については、航路内での行会いを行わないようにする。

ただし、320m未満の船舶は、水先人が相互の船舶の操船を行っている場合を除き、船舶の航路内における行会いを次の基準により防止する。なお、中央航路を航行する船舶と東航路を航行する船舶が出会うおそれがある場合は中央航路優先である。〔港則法施行規則〕

- ① 中央航路（中央航路5，6号ブイを結んだ線以東の航路）では20,000G/T以上の船舶に対し3,000G/T以上の船舶
- ② 東航路全域及び中央航路（中央航路5，6号ブイを結んだ線以西の航路）50,000G/T以上（全長270m以上320m未満）の船舶に対し10,000G/T以上の船舶  
その他の大型船舶についてはこれに準ずる

##### (2) 船舶

前項に該当する船舶は、次によるものとする。

- ① 入港予定の船舶は、ETAを確実に代理店へ通知すること。
- ② 船舶は、航路内における「行会い」を防止するため、2の動静連絡を遵守し、自船の入出港に関する情報を連絡するとともに、航路内の他の船舶の動静を把握すること。
- ③ 船舶は、港長または港湾管理者から特別の指示があった場合、その指示に従わなければならない。
- ④ 不測の事態で「行会い等」が発生した場合、お互いに衝突を防止するために必要な措置（喫水の問題のない船舶の回避を含む）をとること。

## 5 利用岸壁の特別基準

入出港船舶は、前記1～4の各基準を遵守するほか、下記の岸壁を利用する場合には、本特別基準に従わなければならない。

### 1. 須崎2～4号岸壁

6、000G/T以上の船舶は水先人を乗船させること。

### (2) 箱崎15、16号岸壁

① 東航路を利用して同岸壁を利用する場合の利用基準は次のとおりとする。

ア 対象船舶は全長200m未満の船舶とする

イ 1,000G/T以上3,000G/T未満の船舶は、入出港時原則として警戒船を配備すること。

ただし、水先人が乗船している場合はこの限りでない。

ウ 3,000G/T以上6,000G/T未満の船舶は、入出港時原則として曳船を1隻配備すること。

エ 6,000G/T以上または全長120m以上の船舶は、原則として水先人及び曳船2隻を配備すること。

② 箱崎ふ頭か博多港東防波堤との間を通過して同岸壁を使用する場合の利用基準は次のとおりとする。

ア 対象船舶は全長175m以下で18,000G/T以下の船舶とする。

イ 1,000G/T以上3,000G/T未満の船舶は、警戒船を配備すること。  
ただし、水先人が乗船している場合はこの限りでない。

ウ 3,000G/T以上又は全長110m以上の船舶は、水先人を乗船させ、曳船を1隻配備すること。

また、6,000G/T以上又は全長120m以上は曳船を2隻配備すること。

エ 夜間における入港は禁止とし、夜間出港においては、1,000G/T以上の船舶は、水先人を乗船させること。

### (3) 箱崎木材港トルフィン

① 対象船舶は6,000G/T以下及び全長120m以下の船舶とする。

② 箱崎ふ頭から博多港東防波堤との間を通過して同岸壁を使用する場合の利用基準は次のとおりとする。

ア 1,000G/T以上の船舶は、水先人を乗船させること。

イ 曳船は、1,000G/T以上1隻、5,000G/T以上2隻を配備すること。

ウ 夜間入港は禁止する。

(4) 香椎4・5号岸壁

船型	270～300m 未満	300～320m 未満	320～345m 未満
水先人	乗船させること		
風速条件 ・(バウスター装備船)	12m/s 以下	10m/s 以下	
視程	1,000m以上		
曳船配備隻数	2隻(3,400ps以上)	3隻(3,400ps以上)	3隻(3,600ps以上)
警戒船配備隻数	/		1隻
航路内航行速力			原則9ノット以下
接岸速度	8cm/s以下	6cm/s以下	6cm/s以下
係留時安全対策	係留時の離岸風最大風速13m/s以下		
係留時の注意	天候の悪化が予想される場合は、気象状況に留意して曳船の支援、早めの離岸等の措置をとること。 同一係船柱係船索は2本までとすること。		
運航基準の緩和(バウスター装備船に限る)			
風速8m以下の緩和措置	曳船1隻配備(3,400ps以上)で入出港可	曳船2隻配備(3,400ps以上)で入出港可	曳船2隻配備(3,600ps以上)で入出港可
コンテナデッキ積み段数3段以下の緩和措置	/	曳船3隻配備(3,400ps以上)の場合は、風速11m/s以下で入出港可 曳船2隻配備(3,400ps以上)の場合は、風速9m/s以下で入出港可	曳船3隻配備(3,600ps以上)の場合は、風速11m/s以下で入出港可 曳船2隻配備(3,600ps以上)の場合は、風速9m/s以下で入出港可

(5) アイランドシティ 6・7号岸壁

船型	270m～300m 未満(6号岸壁のみ)	300m～320m未満	320m～345m 未満	
水先人	乗船させること			
風速条件(バウスタスター装備船)	12m/s 以下	10m/s 以下		
視程	1,000m 以上			
タグボート配備隻数	2隻(3,400ps 以上)	3隻(3,400ps 以上)	3隻(3,600ps 以上)	
警戒船配備隻数	/		1隻	
航路内航行速力	原則 9 ノット以下			
接岸速度	IC6 岸	8cm/s 以下	7cm/s 以下	7cm/s 以下
	IC7 岸	/		10cm/s 以下
係留時安全対策	/		係留時の離岸風最大風速 15m/s 以下	
係留時の注意	天候の悪化が予想される場合は、気象状況に留意して曳船の支援、早めの離岸等の措置をとること 同一係船柱の係船索は 2 本までとすること			
運航基準の緩和(バウスタスター装備船に限る)				
風速 8m 以下の緩和措置	曳船 1 隻配備(3,400ps 以上)で入出港可	曳船 2 隻配備(3,400ps 以上)で入出港可	曳船 2 隻配備(3,600ps 以上)で入出港可	
コンテナデッキ積み段数 3 段以上の緩和措置	/		曳船 3 隻配備(3,400ps 以上)の場合は、風速 11m/s 以下で入出港可 曳船 2 隻配備(3,400ps 以上)の場合は、風速 9m/s 以下で入出港可	曳船 3 隻配備(3,600ps 以上)の場合は、風速 11m/s 以下で入出港可 曳船 2 隻配備(3,600ps 以上)の場合は、風速 9m/s 以下で入出港可

6. その他 上記基準のほか、特別に必要と判断された場合は、別途定める。



## 航行支援体制及び離着岸の安全対策について

「博多購入出港及び岸壁利用基準(以下「基準」という。)」第6条に基づき、当面の間下記のとおりとする。

### 1 航行支援体制について

博多港における操船経験を有しない船長が乗船している船舶については、安全航行及び港湾施設の円滑な運営を確保するため、基準第3条の規定に限らず次のとおりとする。

- ① 初回入港時は原則として水先人を要請すること。
- ② 初回入港より3回目までの入出港については、できる限り水先人を要請すること。

### 2 離着岸の安全対策について

- ① 強風、荒天が予想される場合は、基準第3条の規定に限らず、曳船及び水先人を積極的に要請し、船舶の安全航行確保及び施設の保全に努めなければならない。
- ② 現に施設等を損傷した場合は、遅滞なく港湾管理者に報告するとともに、速やかに現状復旧を行うこと。

また、次回の入港時における安全対策について港湾管理者の承認を得ることとし、円滑な港湾施設の運営に協力すること。